

## 地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災に係る個人住民税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税等の課税の特例措置に関する細目を定めるほか、個人住民税の雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出の範囲を拡充することとし、次のとおり地方税法施行令の一部を改正するものとする。

### 第一 地方税法施行令に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

1 雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から一年超三年以内に支出する費用を追加すること。（第七条の十の四、第七条の十三の三及び第四十八条の六の二関係）

2 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、その適用に関する細目を定めること。（附則第二十七条の二関係）

3 東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例について、その延長期限等を定めること。

（附則第二十七条の三関係）

4 確定優良住宅地等予定地に係る特例の適用がある場合として、東日本大震災による被害により開発許可等を受けることが困難である認められるとして市町村長の承認を受けた場合とすること。（附則第二十七条の三関係）

## 二 個人事業税

被災事業用資産の損失の繰越控除の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から一年超三年以内に支出する費用を追加すること。（第三十五条の三の六関係）

## 三 不動産取得税

1 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という。）に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災農用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十一条関係）

2 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内農用地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十一条関係）

#### 四 固定資産税及び都市計画税

1 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域（港湾法に規定する臨港地区である区域に限る。）において津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

2 津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

（条関係）

## 第二 その他

- 一 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 二 前記第一の四の改正は津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行すること。